

輪島市穴水町環境衛生施設組合工事請負代金債権の譲渡の承諾に係る事務取扱要綱

(平成 25 年 12 月 17 日告示第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、輪島市穴水町環境衛生施設組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「請負者」という。）が、当該建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、組合財務規則（平成 21 年組合規則第 5 号）第 115 条ただし書及び組合建設工事標準請負契約約款（平成 21 年組合告示第 10 号。以下「約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書に規定する債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第 2 条 債権譲渡の対象となる工事は、当該工事の出来形が 40 パーセント（約款第 34 条第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、60 パーセント）以上で、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

(1) 次の各号を除く債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度の工事又は前年度から繰り越された工事で、年度内に完成が見込まれる工事

イ 債務負担行為又は繰り越し工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが 1 年未満の工事

(2) 組合が役務的保証を必要とする工事

(3) 低入札価格調査の対象となった工事

(4) 債権取立てについて、国、地方公共団体その他の者から差押え等の通知がある、又は今後そのおそれがある工事

(5) その他債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認められる工事

(債権譲渡の範囲)

第 3 条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、約款第 31 条第 2 項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金の額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する組合の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第 47 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金の額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の組合の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 工事請負契約の内容の変更により請負代金の額に増減が生じた場合における前項の譲渡される工事請負代金債権の額は、変更後の金額とする。

(債権譲渡先)

第 4 条 債権譲渡を受けることができる者（以下「譲受人」という。）は、石川県総合建設業協同組合又は株式会社建設経営サービスとする。

(債権譲渡の承諾依頼)

第5条 請負人は、譲受人に債権譲渡しようとするときは、当該譲受人と連署した債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、組合長に提出しなければならない。

(1) 工事履行報告書(様式第2号)

(2) 発行日から3月以内の債権譲渡しようとする請負者(以下「譲渡人」という。)及び譲受人の印鑑証明書

(3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされているときは、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

(債権譲渡の承諾)

第6条 組合長は、前条の規定による債権譲渡承諾依頼書等の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該債権譲渡を承諾するものとする。

2 組合長は、債権譲渡整理簿(様式第3号)により債権譲渡の承諾依頼及び承諾状況等を管理するものとする。

3 第1項の場合において、組合長は、前項の債権譲渡整理簿に記載された承諾番号及び承諾年月日(確定日付)を債権譲渡承諾書(様式第1号)に付して、譲渡人及び譲受人にそれぞれ交付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第7条 組合長は、第5条に規定する債権譲渡依頼書等の内容について確認ができないときその他債権譲渡の承諾に不適當な事由があると認めるときは、当該債権譲渡を承諾しないものとする。

2 前項の場合において、組合長は、速やかに債権譲渡の承諾をしない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第4号)を譲渡人及び譲受人にそれぞれ交付するものとする。

(債権譲渡承諾後の前払金等の取扱い)

第8条 譲渡人は、第6条第1項の規定による承諾があった日以後において、当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金の請求はできないものとする

(債権譲渡契約の通知等)

第9条 譲渡人及び譲受人は、第6条第1項の規定による承諾を受け、債権譲渡契約を締結したときは、速やかに当該譲渡人及び譲受人が連署した債権譲渡契約通知書(様式第5号)に債権譲渡契約証書の写しを添えて、組合長に提出しなければならない。

(支払状況及び支払計画の提出)

第10条 譲渡人は、譲受人から融資を受ける際、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等(下請負人及び資材を提供する資材業者をいう。以下この条において同じ。)への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を譲受人に提出するものとする。

(工事請負代金の請求)

第11条 譲受人は、工事請負代金の請求に当たっては、次に掲げる書類を組合長に提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書(様式第6号)

(2) 債権譲渡承諾書の写し

(工事請負代金の支払等)

第12条 組合長は、前条の規定による請求書等の提出があったときは、その内容を確認の上、遅滞なく譲受人に工事請負代金を支払うものとする。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この告示は、平成25年12月17日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(あて先)

輪島市穴水町環境衛生施設組合長

請負者

(譲渡人) 住所

商号又は名称

㊦

(譲受人) 住所

商号又は名称

㊦

請負者(以下「甲」という。)が組合長(貴殿)に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、組合財務規則(以下「財務規則」という。)第115条ただし書及び組合建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、この譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
-(2) 前払金額 金 円
-(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合は、はその金額による。

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 様

[乙] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、財務規則第 115 条ただし書及び約款第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾する。

なお、この承諾によって約款第 41 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合には、約款第 31 条第 2 項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金の額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する組合の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合には、約款第 47 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金の額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 4 の(1)及び(4)の金額は、変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて組合長に債権譲渡契約通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権を設定し、その他債権の帰属又は行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、組合は関与しないこと。

輪島市穴水町環境衛生施設組合長

印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡整理簿

承諾 番号	依頼年 月日	承諾年 月日	工事名	請負者	請負代金額 (千円)	債権譲渡先

(本来はA4横)

様式第4号(第7条関係)

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日

(譲渡人) 様
(譲受人) 様

輪島市穴水町環境衛生施設組合長 印

年 月 日付けで依頼のあった、下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 契 約 締 結 日
- 3 承 諾 し な い 理 由

債権譲渡契約通知書

年 月 日

(あて先)

輪島市穴水町環境衛生施設組合長

請負者

(譲渡人) 住所

商号又は名称

㊦

(譲受人) 住所

商号又は名称

㊦

年 月 日付けで御承諾いただきました譲渡人_____が発注者(貴殿)に対して有する下記工事請負代金債権について、譲受人_____に譲渡致しましたので、譲渡人及び譲受人連署の上、通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は_____の下記振込口座にお振込ください。

なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
-(2) 前払金額 金 円
-(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合、はその金額による。

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名
- 2 預金の種別及び口座番号
- 3 口座名義

工事請負代金請求書

年 月 日

(あて先)
輪島市穴水町環境衛生施設組合長

譲受人 住所
氏名

㊟

年 月 日付けの債権譲渡承諾に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求
します。

記

- 1 請求金額 金 円
ただし、工事名 の代金として
内訳
- | | | |
|---------------------|---|---|
| (1) 請負代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金受領額 | 金 | 円 |
| (3) 中間前払金及び部分払金受領額 | 金 | 円 |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等 | 金 | 円 |
| (5) 今回請求額 | 金 | 円 |
- 2 支払口座等
- (1) 金融機関名
 - (2) 預金種別及び口座番号
 - (3) 口座名義